

令和5年度 化学物質対策セミナー 埼玉県生活環境保全条例及び 同施行規則の改正について

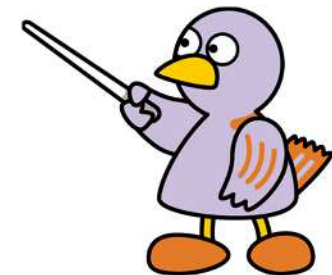


埼玉県マスコット「さいたまっち」

令和5年11月10日
埼玉県環境部大気環境課
規制・化学物質担当

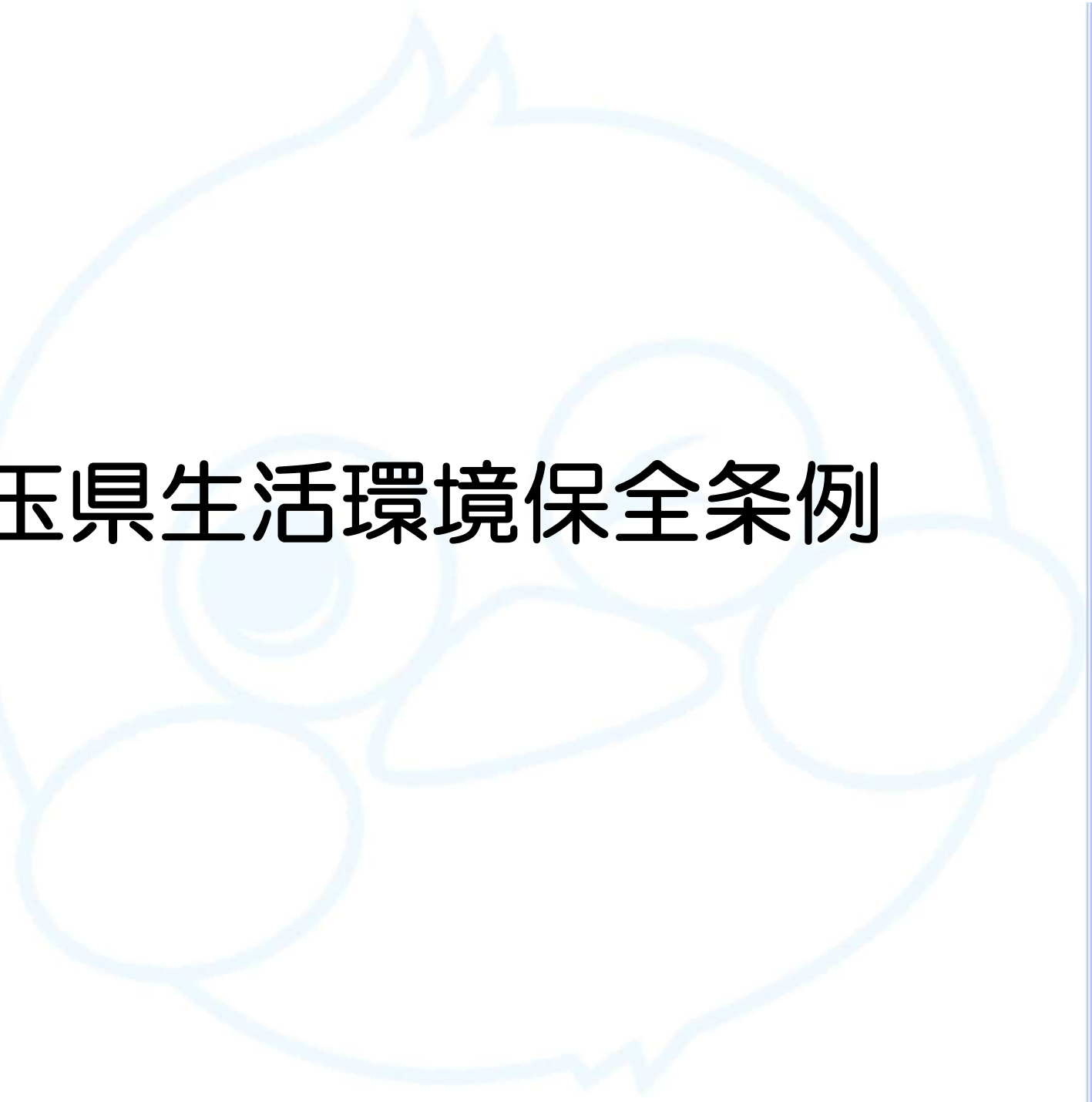
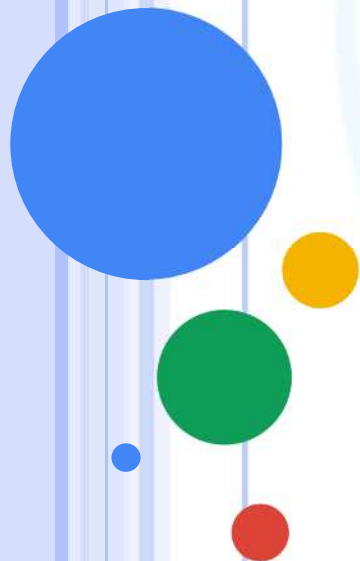
本日の内容

1. 埼玉県生活環境保全条例
2. 埼玉県生活環境保全条例及び
同施行規則の改正内容
3. 環境コミュニケーション
4. 県からのお知らせ



埼玉県マスコット
「コバトン」

1 埼玉県生活環境保全条例



埼玉県生活環境保全条例

第一条 この条例は、生活環境の保全に関し、県、事業者及び県民の責務を明らかにするとともに、環境への負荷の低減を図るための措置及び公害の発生源についての規制を定めることにより、生活環境の保全に関する施策を総合的に推進し、もって現在及び将来の県民の健康の保護及び安全かつ快適な生活の確保に寄与することを目的とする。

▶ **第六章 公害等に関する規制等**

第二節 特定化学物質の適正な管理

⇒ 化学物質関係（第71条～第75条）

▶ **第七章 生活環境の保全に関する責任者の設置**

第一節 環境負荷低減主任者

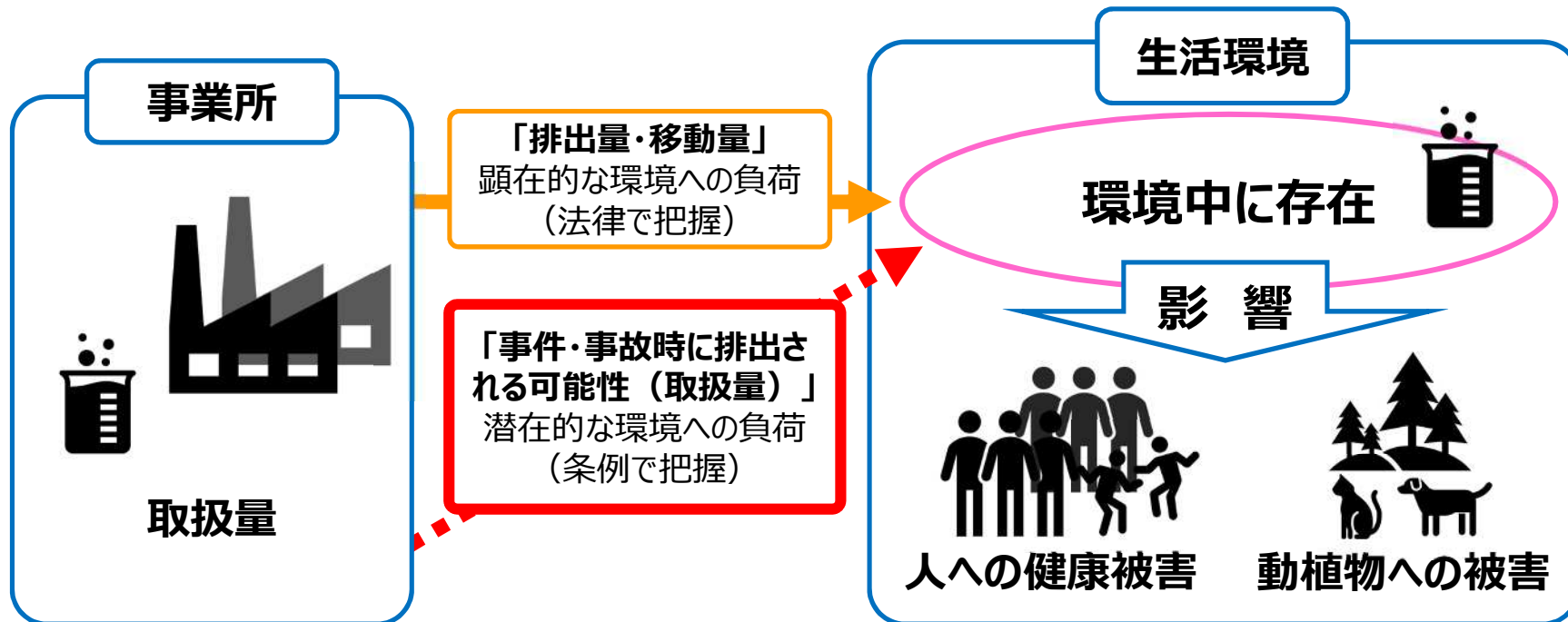
⇒ 環境負荷低減主任者の選任・届出（第111条）

県が取り組む化学物質対策とは

◆ 化学物質対策の目的

化学物質が生活環境へ与える影響及びリスクを把握し、
環境汚染を未然に防ぎ、生活環境を保全すること。

- ▶ 化学物質の影響やリスクを把握するためには
事業所が取り扱う化学物質について把握する必要がある。



埼玉県生活環境保全条例

- ▶ **特定化学物質取扱量報告書（第74条）**
毎年6月30日までに前年度の**取扱量**を報告する。
- ▶ **他の事業者への情報提供（第73条第3項）**
特定化学物質等を他の事業者へ提供する際に当該化学物質の**性状及び取扱いに関する情報**を提供する。
- ▶ **特定化学物質等適正管理手順書（第75条）**
「特定化学物質管理指針※」に基づき、化学物質等を適正管理する**手順書**を提出する。
- ▶ **環境負荷低減主任者選任届出書（第111条）**
環境負荷低減主任者を選任して届け出る。

※ 特定化学物質等取扱事業者が特定化学物質等を適正に管理するために取り組むべき措置に関する指針

特定化学物質の適正な管理

1 特定化学物質（第71条第1項、規則第51条）

健康被害のおそれ及び生態系への影響のおそれがある物質

- ① 第一種指定化学物質
 - ② 第二種指定化学物質
 - ③ **県規則で定める物質**
- 特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律（以下、「化管法」）施行令で規定

2 特定化学物質等（第71条第2項、規則第52条）

特定化学物質及び一定割合の特定化学物質を含む製品

3 特定化学物質等取扱事業者（第71条第3項）

特定化学物質等を業として取り扱う者（規模要件あり）

特定化学物質取扱量報告書

前年度における特定化学物質の取扱量（製造量、使用量、取り扱う量）を事業所ごと、物質ごとに報告するもの。

【届出要件・報告期間】

- (1) 対象業種
化管法施行令第3条で規定された24業種
- (2) 従業員数
事業者全体で常時使用される従業員が21人以上
- (3) 事業所要件
特定化学物質の年間取扱量が0.5 t以上
- (4) 報告期間
毎年4月1日から6月末日まで

※ 川越市、川口市、所沢市、越谷市に所在する事業所は、各市長が報告先になります。
さいたま市に所在する事業所は「さいたま市生活環境の保全に関する条例」が適用され、同様の手続きが必要となります。

報告の対象となる業種一覧

対象業種

化管法施行令第3条で規定される業種

- ① 金属鋳業
- ② 原油及び天然ガス鋳業
- ③ 製造業
- ④ 電気業
- ⑤ ガス業
- ⑥ 熱供給業
- ⑦ 下水道業
- ⑧ 鉄道業
- ⑨ 倉庫業
(農作物を保管するもの又は貯蔵タンクによち気体若しくは液体を貯蔵するものに限る。)
- ⑩ 石油卸売業
- ⑪ 鉄スクラップ卸売業
(自動車用エアコンディショナーに封入された物質を回収し又は自動車の車体に装着された自動車用エアコンディショナーを取り外すものに限る。)
- ⑫ 自動車卸売業
(自動車用エアコンディショナーに封入された物質を回収するものに限る。)
- ⑬ 燃料小売業
- ⑭ 洗濯業
- ⑮ 写真業
- ⑯ 自動車整備業
- ⑰ 機械修理業
- ⑱ 商品検査業
- ⑲ 計量証明業
(一般計量証明業を除く。)
- ⑳ 一般廃棄物処理業
(ごみ処分業に限る。)
- ㉑ 産業廃棄物処理業
(特別管理産業廃棄物処分業を含む。)
- ㉒ 医療業
- ㉓ 高等教育業
(附属施設を含み、人文科学のみに係るものを除く。)
- ㉔ 自然科学研究所

報告する取扱量とは

【取扱量】 = 「使用量」 + 「製造量」 + 「取り扱う量」

(1) 使用量

= 「事業所において事業活動に伴い使用した量」

= 「当該年度の期首在庫量」 + 「当該年度の購入量」 - 「当該年度の期末在庫量」

(2) 製造量

= 「当該年度に事業所において製造した量（副生成物を含む）」

(3) 取り扱う量

= 「入荷した特定化学物質等を自ら使用しないで、事業所において取り扱う量」

= 「当該年度の期首在庫量」 + 「当該年度の購入量」 - 「当該年度の期末在庫量」

(例：「取り扱う量」とは石油卸売業、燃料小売業において、卸売り、小売り等をするために自動車の燃料タンクや貯蔵、容器等に移し替える量などが該当します)

他の事業者への情報提供（SDS制度）

Safety Data Sheet（安全データシート）

化学物質の性状や取扱いに関する情報を提供する文書
記載内容は15項目

条例第七十三条第三項

特定化学物質等取扱事業者は、規則で定める特定化学物質等を他の事業者に譲渡し、又は提供するときは、規則で定めるところにより、その譲渡し、又は提供する相手方に対し、当該特定化学物質等の性状及び取扱いに関する情報を提供しなければならない。

製品安全データシート		
トルエン		
		作成日 2001年03月12日 改定日 2006年03月19日 改定日 2009年09月18日
1. 化学物質等及び会社情報		
化学物質等の名称:	トルエン	
製品コード:	○○○	
会社名:	○○○○株式会社	
住所:	東京都△△区△△町△△丁目△△番地	
電話番号:	03-1234-5678	
緊急時の電話番号:	03-1234-5678	
FAX番号:	03-1234-5678	
メールアドレス:		
推奨用途及び使用上の制限:	本物質の主な用途は、染料、香料、火薬(TNT)、有機顔料、合成クレゾール、甘味料、漂白剤、TDI、テレフタル酸、合成繊維、可塑性などの合成原料、ベンゼン原料、キシレン原料、石油精製、医薬品、塗料・インキ溶剤等である。	
2. 危険有害性の要約		
GHS分類		
物理化学的危険性	火薬類	分類対象外
	可燃性・引火性ガス	分類対象外
	可燃性・引火性エアゾール	分類対象外
	支燃性・酸化性ガス	分類対象外
	高压ガス	分類対象外
	引火性液体	区分2
	可燃性固体	分類対象外
	自己反応性化学品	分類対象外
	自然発火性液体	区分外
	自然発火性固体	分類対象外
	自己発熱性化学品	分類できない
	水反応可燃性化学品	分類対象外
	酸化性液体	分類対象外
	酸化性固体	分類対象外

化管法と埼玉県生活環境保全条例について

化学物質排出把握管理促進法

<事業者の義務>

- ① 第1指定化学物質の環境中への
排出量及び移動量の届出
- ② SDS (Safety Data Sheet) の提供

<対象となる化学物質>

指定化学物質 649物質

※改正後の物質数

第1種指定化学物質 515物質

第2種指定化学物質 134物質

<排出量等の届出の対象となる事業者>

業種	施行令で定める24の業種のうち、いずれかを営む者
規模	事業者として常時使用する従業員の数が21人以上
年間取扱量	<ul style="list-style-type: none"> ・ 第1種指定化学物質ごとに1トン以上 ・ 特定第1種指定化学物質は0.5トン以上 ※ 取扱量に関係なく届出を要する施設 (特別要件施設)を有する場合は届出が必要

埼玉県生活環境保全条例

<事業者の義務>

- ① 特定化学物質の**取扱量**の報告
- ② SDS (Safety Data Sheet) の提供

<対象となる化学物質>

特定化学物質 663物質

※改正後の物質数

第1種指定化学物質 515物質

第2種指定化学物質 134物質

条例施行規則で定める物質 14物質

<取扱量の報告の対象となる事業者>

- ・ 特定化学物質ごとに0.5トン以上

環境負荷低減主任者選任届出書

環境負荷低減主任者

事業活動による環境への負荷を低減化する業務を管理する
⇒ 条例の取扱量報告対象事業者は届出要件に該当

条例第百十一条

規則で定める事業者は、その事業活動において生ずる環境への負荷の低減その他生活環境の保全に関する取組を推進するため、規則で定めるところにより環境負荷低減主任者を選任しなければならない。

※ 環境負荷低減主任者の職務については
条例第112条を参照

様式第 47 号 (第 86 条関係)
環境負荷低減主任者選任届出書

年 月 日

(あて先)
環境管理事務所長

届出者 氏名又は名称及び住所
並びに法人にあっては
その代表者の氏名
(電話番号)

印

埼玉県生活環境保全条例第 111 条第 2 項の規定により、次のとおり届け出ます。

事業者の区分	職名	氏名
埼玉県生活環境保全条例 施行規則第 85 条第 1 項第 1 号に規定する事業者		
<input checked="" type="radio"/> 同規則第 85 条第 1 項 第 2 号に規定する事業者		

備考 1 「事業者の区分」の欄には、当
を付すこと。
2 この届出書は、同条例の規定に
る計画等に係る計画作成報告書等に添付して提出すること。
3 用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 とすること。

特定化学物質等
取扱事業者

受付窓口・問い合わせ先

令和5年度報告より特定化学物質取扱量報告書の受付窓口が環境管理事務所から大気環境課に変更となりました

埼玉県環境部大気環境課 規制・化学物質担当

〒330-9301

さいたま市浦和区高砂3-15-1

電話 048-830-2986（直通）

E-mail a3050-08@pref.saitama.lg.jp

※移譲市（川越市、川口市、所沢市、越谷市）に所在する事業所の場合、提出先は各市役所です。

※さいたま市については、さいたま市生活環境の保全に関する条例に基づく報告による報告が必要です。

※特定化学物質適正管理手順書、環境負荷低減主任者選任届出書は、従来どおり各環境管理事務所に提出です。

電子申請を推奨しています

電子申請の現状：75%（全1,081事業所のうち電子申請は814事業所）
（2023年度報告分）

電子申請のメリット

電子申請のみ報告期間が延長（7月31日まで）

※2024年度まで限定

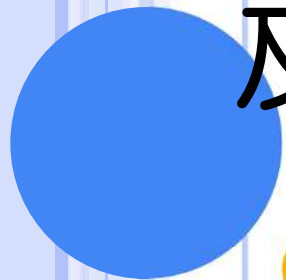
電子申請方法

埼玉県電子申請・届出サービスから申請

埼玉県 電子申請

検索

2 埼玉県生活環境保全条例 及び同施行規則の改正内容



埼玉県生活環境保全条例及び規則の改正

1 経緯

国においては、化管法を見直し、指定化学物質の種類を改正（令和5年4月1日施行）した。このことを契機として、県が独自に定める対象物質の見直しを行い、法との整合性を取るため条例及び規則を改正した。

2 条例・規則改正の内容

特定化学物質として県が独自に規則で定める**物質の変更**

3 施行日

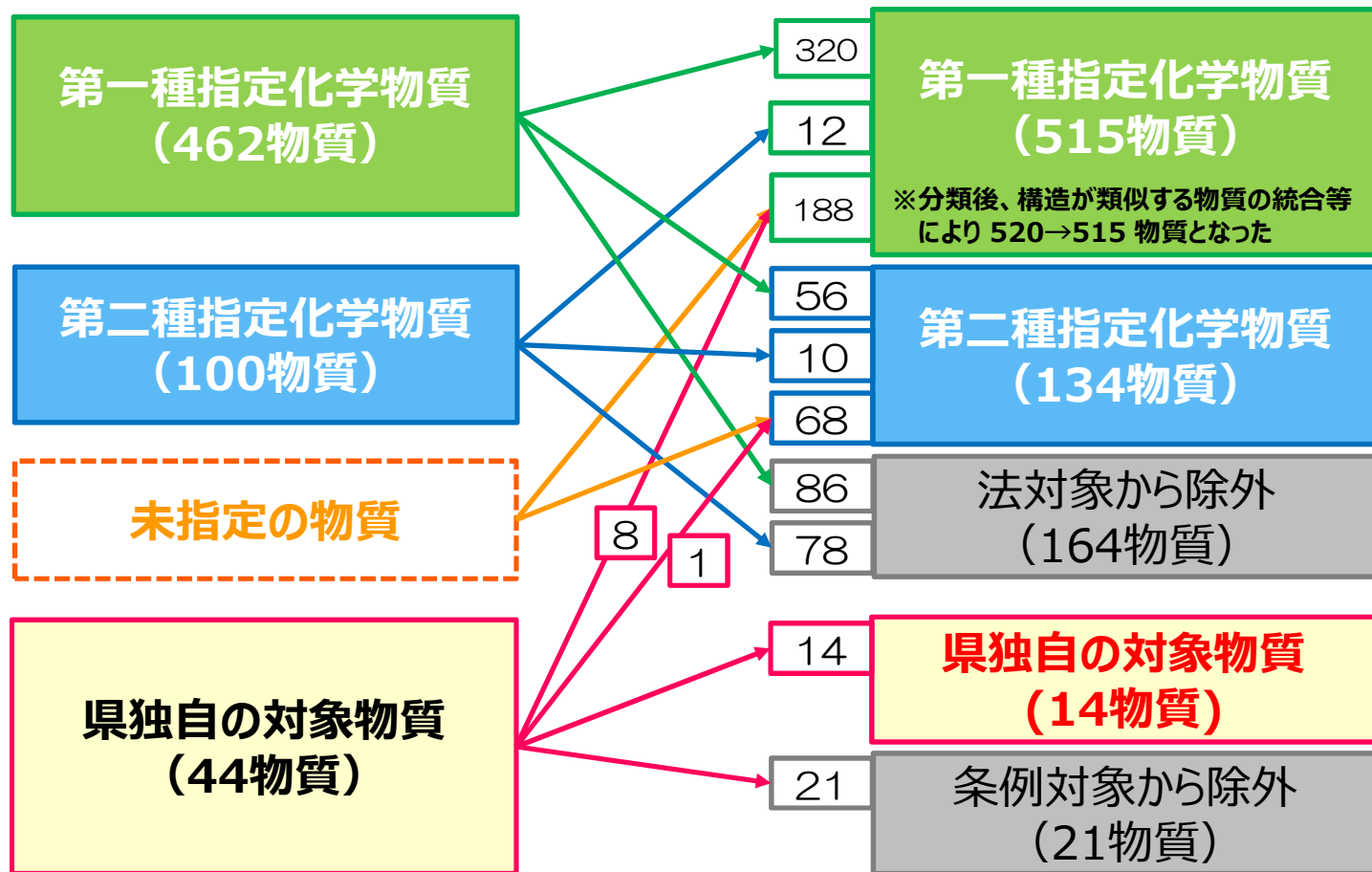
令和5年4月1日

（令和6年度から改正後の物質について報告を開始）

県条例の報告対象となる物質の変更

<改正前 (606物質)>

<改正後 (663物質)>

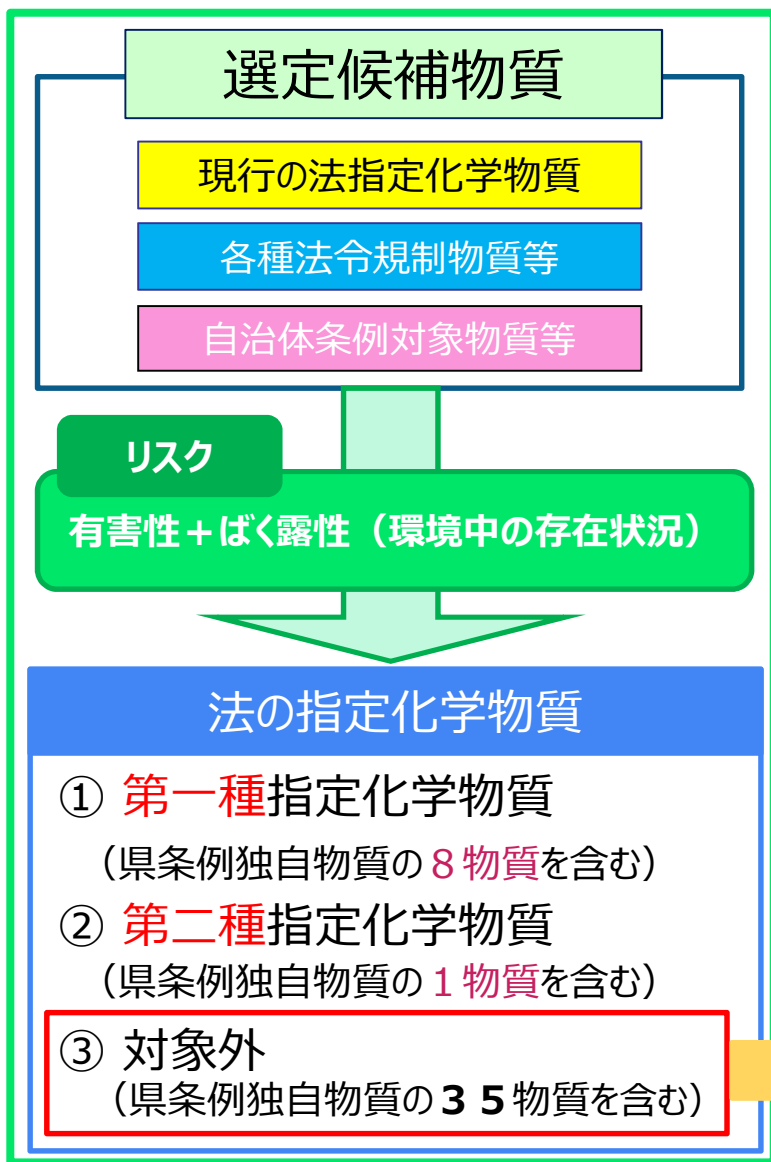


物質の選定・見直しの方針について

▶ 化学物質対策専門委員会において検討し、以下のとおりとした。

- (1) 新たに法の対象物質に選定された物質は、規則で定める物質としては削除。(9物質)
- (2) 最新の知見をもとに、人・動植物への影響が小さい物質は削除。(21物質)
- (3) 県民の健康及び安全かつ快適な生活を損なうおそれがある物質は対象物質とする。
 - A. 過去に事故の原因となった物質及びその関連物質 (4物質)
 - B. 県条例で公害等に関する規制(大気・水質等)の対象となっている物質(10物質)
 - ① ばい煙に係る人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがある物質(条例第49条第1項八)
 - ② 有害大気汚染物質(条例第49条第4号)
 - ③ 汚水等に係る人の健康にかかる被害を生ずるおそれがある物質(条例第49条第5号イ)
 - ④ 特定有害物質：水・土壌(条例第76条)
 - ⑤ 事故時の措置に係る物質(条例第109条第1項)

物質の選定フローについて



県の独自対象物質として

県の環境保全施策上必要なもの

- A. 過去に事故の原因となった物質及び関連物質（**4物質**）
- B. 生活環境保全条例で公害等に関する規制対象である物質（**10物質**）

<参考> 県条例の独自物質選定の経緯

【H13年度(条例制定時:64物質)】

- ①埼玉県化学物質環境安全管理指針の特定物質
- ②有害大気汚染物質旧優先取組物質
- ③SPEED '98で内分泌かく乱作用が疑われる物質
上記のうちPRTR法対象外の物質

【H20年度(法改正時の見直し:64→39物質)】

- ①条例制定時の対象物質をスクリーニング調査
(取扱量報告、製造データ等)
- ②文献調査(国内外の環境法令等の対象物質)
- ①で報告・製造データなしを削除、②で発がんありを追加

【H25年度(前年の水質事故を受け見直し:39→44物質)】

事故原因物質及び同様の性状を有する物質を追加

埼玉県生活環境保全条例施行規則 別表第20

埼玉県生活環境保全条例施行規則別表第20：県が定める独自物質

別表第二十 特定化学物質のうち規則で定めるもの
一 アルミニウム（粉状のものに限る。）
二 アンモニア（アンモニア水を含む。）
三 イソオクタノール
四 イソホロン
五 塩化水素（塩酸を含む。）
六 塩素
七 キヤブタン
八 クロルスルホン酸
九 クロロプレン
十 コールタール
十一 コールタールピッチ
十二 五塩化りん
十三 三塩化りん
十四 ジエタノールアミン
十五 ジエチルサルフェート
十六 シクロヘキサノン
十七 ジメチルアミノエタノール
十八 N・N-ジメチルエチルアミン
十九 一・一-ジメチルグアニジン
二十 臭素化ビフェニル（臭素数が二から五までのもの及びその混合物を除く。）
二十一 硝酸
二十二 タルク（アスベスト様繊維を含むものに限る。）
二十三 炭化けい素（繊維状のものに限る。）
二十四 テトラヒドロフラン
二十五 テトラメチルエチレンジアミン
二十六 トリメチルアミン
二十七 二酸化硫黄（燃烧生成物を除く。）
二十八 パラ-ニトロトルエン
二十九 フタル酸ジメチル
三十 オルト-フタルジニトリル
三十一 ふっ化けい素
三十二 ふっ素
三十三 ニ-ブトキシエタノール
三十四 マグネシウム
三十五 メタノール
三十六 メチルイソブチルケトン
三十七 メチルエチルケトン（別名MEK）
三十八 メチルターシャリーブチルエーテル
三十九 ヨウ化メチル
四十 硫化水素
四十一 硫酸（三酸化硫黄を含む。）
四十二 硫酸ジメチル
四十三 りん化水素（別名ホスフィン）
四十四 ロックウール

※赤字は規則改正後も県独自の対象物質として残る物質

※青字は法の対象物質となった物質

※黒字は法・条例の届出対象外となった物質

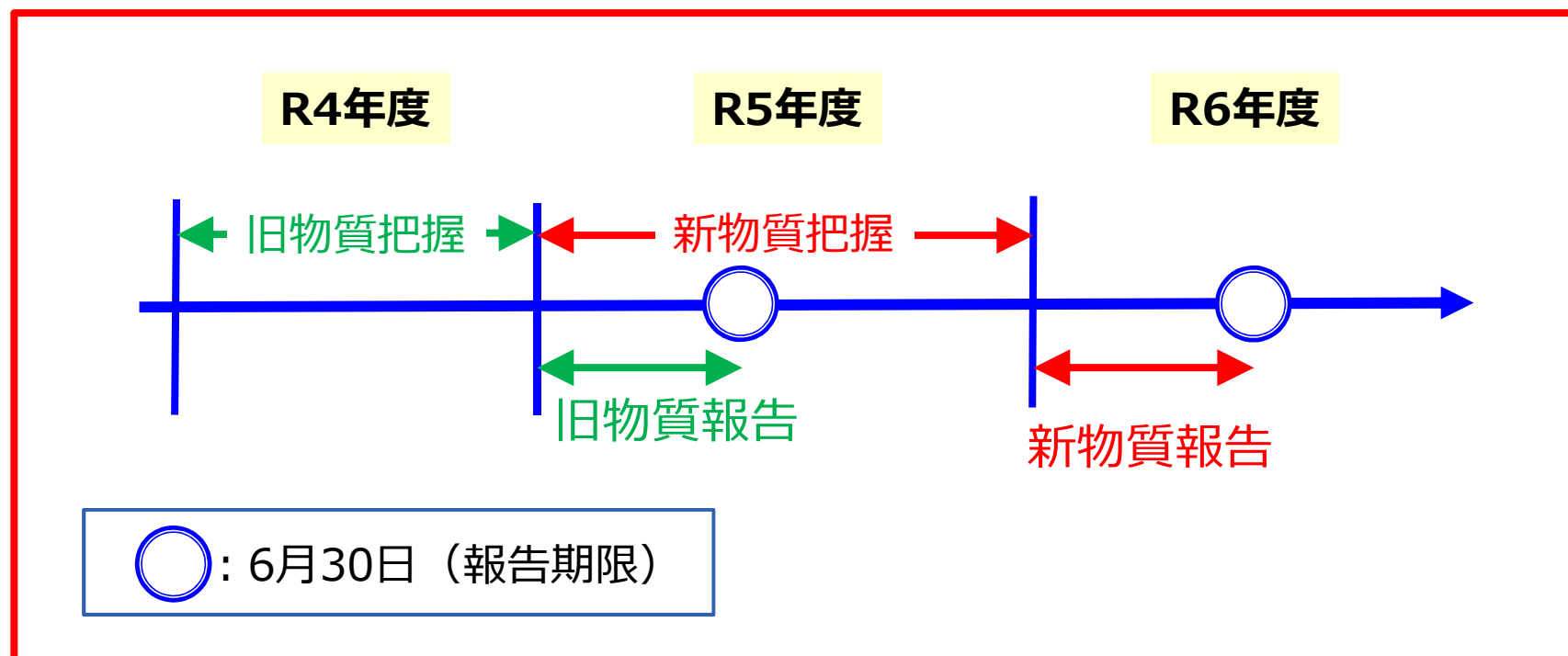
埼玉県生活環境保全条例施行規則 第52条各号 新旧対照

▶ 対象物質の加除、変更に伴い発生した号ずれ等を改正

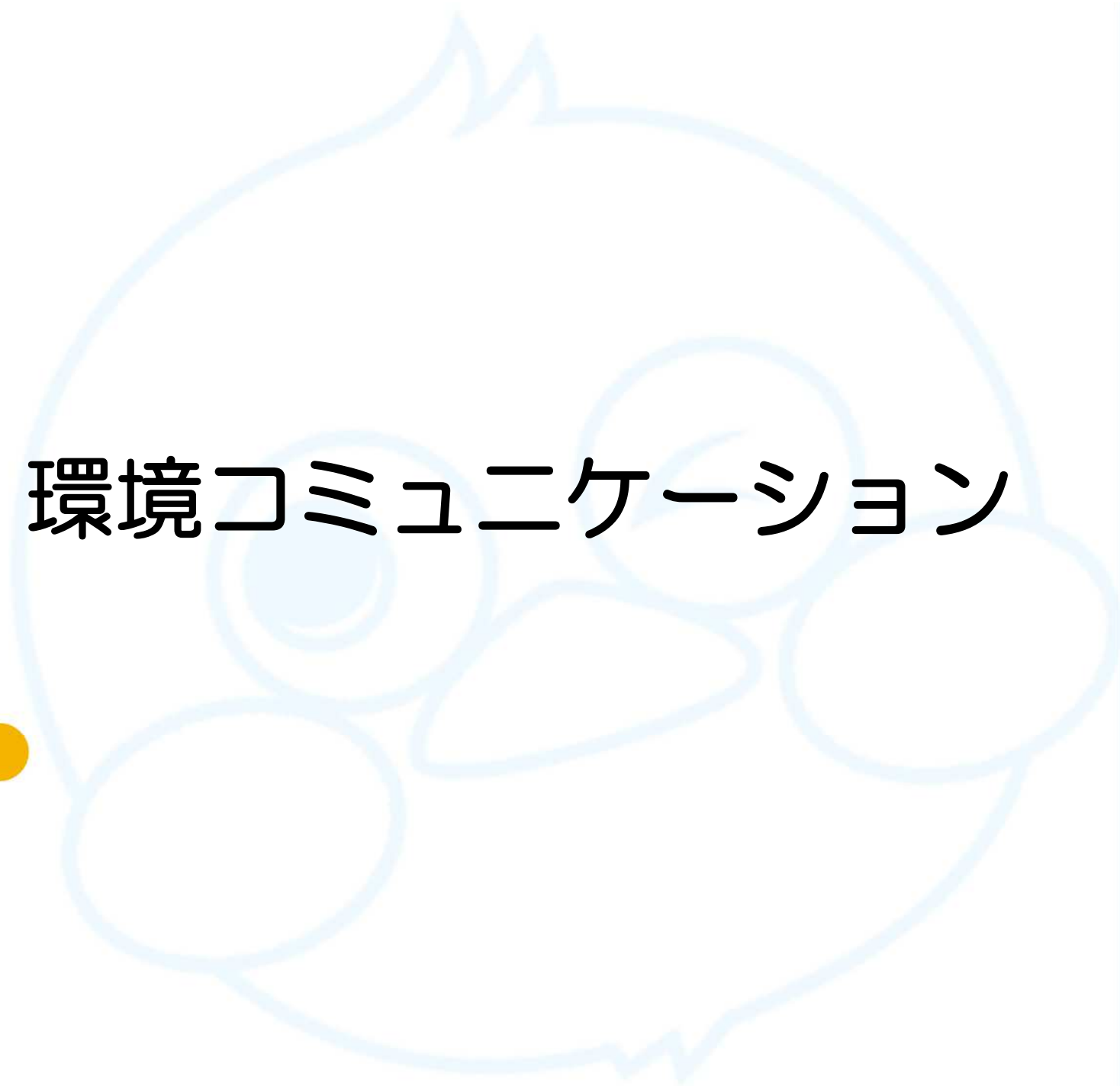
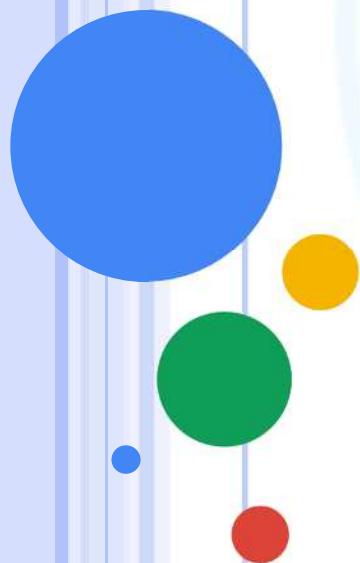
改正後	改正前
埼玉県生活環境保全条例施行規則 第五十二条（本文略） 一（略） 二 令別表第一第 四十八 号に掲げる第一種指定化学物質 アンチモン 三 令別表第一第 六十二 号に掲げる第一種指定化学物質 インジウム 四 令別表第一第 九十九 号に掲げる第一種指定化学物質 カドミウム 五 令別表第一第 百五 号に掲げる第一種指定化学物質 銀 六 令別表第一第 百十一 号に掲げる第一種指定化学物質 クロム 七 令別表第一第 百十二 号に掲げる第一種指定化学物質 クロム 八 令別表第一第 百五十六 号に掲げる第一種指定化学物質 コバルト 九 令別表第一第 百六十四 号に掲げる第一種指定化学物質 シアン 十 令別表第一第 二百七十二 号に掲げる第一種指定化学物質 水銀 十一 令別表第一第 二百七十四 号に掲げる第一種指定化学物質 スズ 十二 令別表第一第 二百七十六 号に掲げる第一種指定化学物質 セリウム 十三 令別表第一第 二百七十七 号に掲げる第一種指定化学物質 セレン 十四 令別表第一第 二百七十九 号に掲げる第一種指定化学物質 タリウム 十五 令別表第一第 三百十一 号に掲げる第一種指定化学物質 テルル 十六 令別表第一第 三百十四 号に掲げる第一種指定化学物質 銅 十七 令別表第一第 三百五十三 号に掲げる第一種指定化学物質 鉛 十八 令別表第一第 三百五十五 号に掲げる第一種指定化学物質 ニッケル 十九 令別表第一第 三百六十三 号に掲げる第一種指定化学物質 バナジウム 二十 令別表第一第 三百七十八 号に掲げる第一種指定化学物質 砒(ひ)素 二十一 令別表第一第 四百十四 号に掲げる第一種指定化学物質 ふっ素 二十二 令別表第一第 四百四十四 号に掲げる第一種指定化学物質 ベリリウム 二十三 令別表第一第 四百五十八 号に掲げる第一種指定化学物質 ほう素 二十四 令別表第一第 四百六十五 号に掲げる第一種指定化学物質 マンガン 二十五 令別表第一第 五百五 号に掲げる第一種指定化学物質 モリブデン 二十六 別表第二十第 一 号に掲げる化学物質 アンモニア (削除) (削除) 二十七 別表第二十第 十三 号に掲げる化学物質 硫酸（百パーセントの濃度に換算したもの）	埼玉県生活環境保全条例施行規則 第五十二条（本文略） 一（略） 二 令別表第一第 三十一 号に掲げる第一種指定化学物質 アンチモン 三 令別表第一第 四十四 号に掲げる第一種指定化学物質 インジウム 四 令別表第一第 七十五 号に掲げる第一種指定化学物質 カドミウム 五 令別表第一第 八十二 号に掲げる第一種指定化学物質 銀 六 令別表第一第 八十七 号に掲げる第一種指定化学物質 クロム 七 令別表第一第 八十八 号に掲げる第一種指定化学物質 クロム 八 令別表第一第 百三十二 号に掲げる第一種指定化学物質 コバルト 九 令別表第一第 百四十四 号に掲げる第一種指定化学物質 シアン 十 令別表第一第 二百三十七 号に掲げる第一種指定化学物質 水銀 十一 令別表第一第 二百三十九 号に掲げる第一種指定化学物質 スズ (新設) 十二 令別表第一第 二百四十二 号に掲げる第一種指定化学物質 セレン (新設) (新設) 十三 令別表第一第 二百七十二 号に掲げる第一種指定化学物質 銅 十四 令別表第一第 三百五 号に掲げる第一種指定化学物質 鉛 十五 令別表第一第 三百九 号に掲げる第一種指定化学物質 ニッケル 十六 令別表第一第 三百二十一 号に掲げる第一種指定化学物質 バナジウム 十七 令別表第一第 三百三十二 号に掲げる第一種指定化学物質 砒(ひ)素 十八 令別表第一第 三百七十四 号に掲げる第一種指定化学物質 ふっ素 十九 令別表第一第 三百九十四 号に掲げる第一種指定化学物質 ベリリウム 二十 令別表第一第 四百五 号に掲げる第一種指定化学物質 ほう素 二十一 令別表第一第 四百十二 号に掲げる第一種指定化学物質 マンガン 二十二 令別表第一第 四百五十三 号に掲げる第一種指定化学物質 モリブデン 二十三 別表第二十第 二 号に掲げる化学物質 アンモニア 二十四 別表第二十第 五 号に掲げる化学物質 塩化水素 二十五 別表第二十第 二十一 号に掲げる化学物質 硝酸（百パーセントの濃度に換算したもの） 二十六 別表第二十第 四十一 号に掲げる化学物質 硫酸（百パーセントの濃度に換算したもの）

令和6年度の報告について

令和5年度から改正後の特定化学物質を把握し、令和6年度報告分から改正後の特定化学物質を報告する。



3 環境コミュニケーション



環境コミュニケーション

化学物質の管理を含む環境分野を対象にした、
県民・事業者・行政による意見交換会



環境コミュニケーションの例

1 行政による説明

環境コミュニケーションの意義や
化学物質についての解説等の説明

2 事業者による説明

どのようなものを製造しているか
どのように環境へ配慮しているか
について近隣住民の方に説明



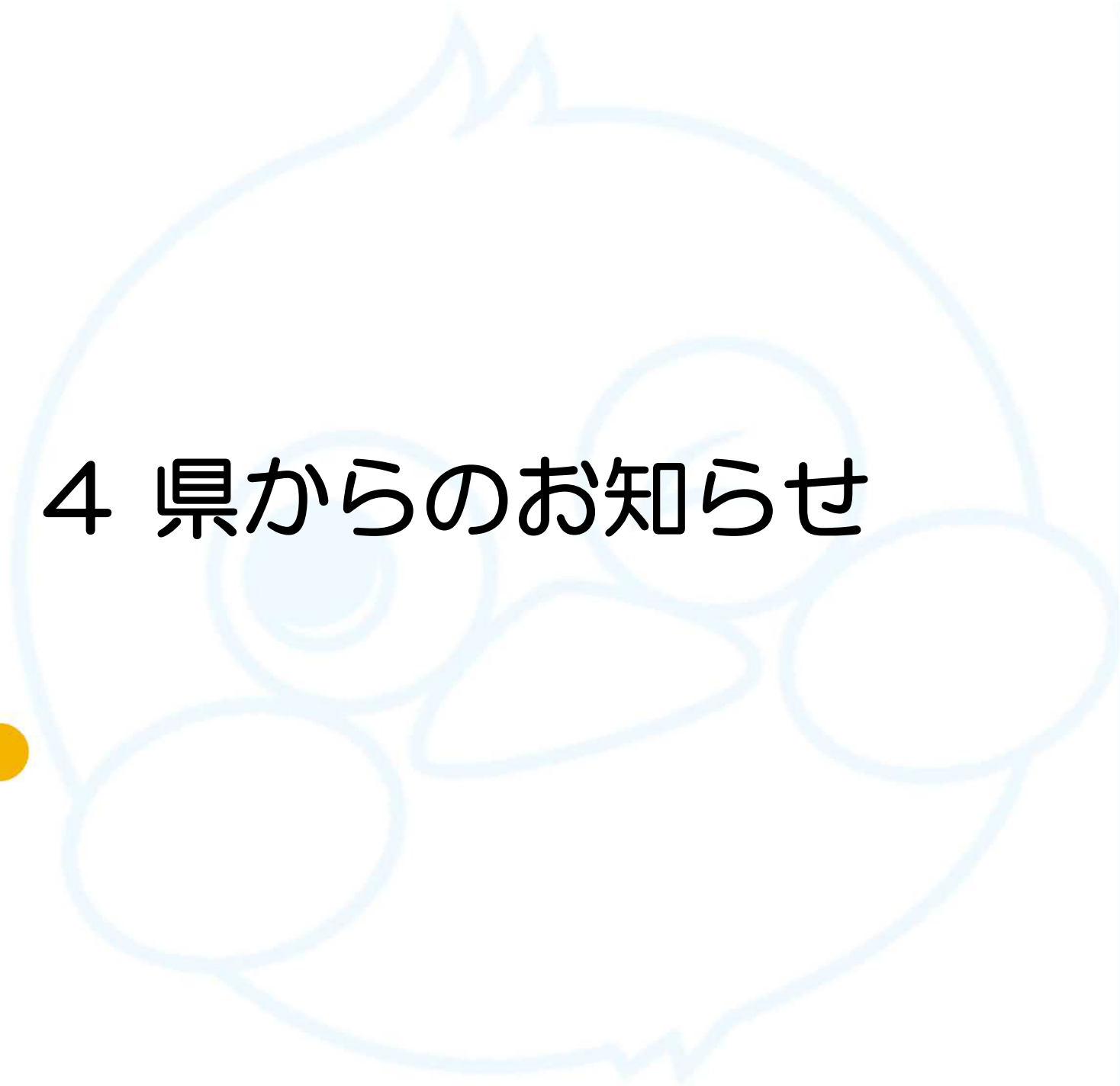
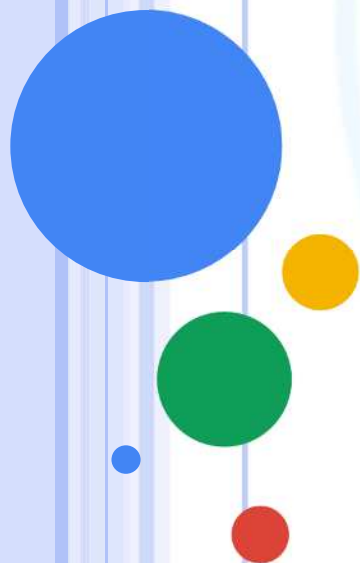
3 工場見学

4 意見交換

※ 近年は新型コロナウイルス感染症
感染拡大防止のため、
オンラインで開催する事業所が増加。



4 県からのお知らせ



大気環境課公式SNS 「彩空- saisora -」

【大気環境課公式Twitter】
「彩空- saisora-」を開設

光化学スモッグ注意報や
各種イベント情報を発信！

大気環境課の
マスコットキャラクター
「アトモスベア」が
情報を発信するよ！



彩空マスコットキャラクター
「アトモスベア」



問い合わせ先

埼玉県環境部大気環境課 規制・化学物質担当

〒330-9301

さいたま市浦和区高砂3-15-1

電話 048-830-2986（直通）

FAX 048-830-4772

E-mail a3050-08@pref.saitama.lg.jp

